

資料1 第7期印西市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画 事業評価一覧

番号	基本目標	施策の方向	施策・事業名	現状と課題	現状の評価 1. 十分できた 2. 概ねできた 3. あまりできなかった 4. できなかった	今後の事業区分 1. 充実 2. 維持 3. 方針変更 4. 廃止	評価・課題整理
1	基本目標1 地域包括ケアシステムの充実	1-1 介護予防の充実	①脳の健康教室	超高齢社会を迎え、住民の認知症予防への関心は高い状況ですが、学習者募集では十分な人数が集まっていない・新規の参加者が少なく、リピーターが多くなっている等の課題があります。また、事業終了後の地域活動への発展にはつながっていないため、地域づくりに展開できる仕組みの検討が必要となっています。	2	2	●4事業とも、十分、あるいは概ねできたとの評価。 ●いんざい健康ちよきん運動など、活動が活性化している事業もあるが、新規の参加者が少ない、または参加者が減少している事業もみられることから、新規参加者を増やすための取り組みが必要。 ●地域包括ケアシステムの構築に向けて、住民の主体的な地域づくりの活動につなげていくことが必要。
2			②動いて！認知症予防（介護予防教室）	参加者数が減少していますが、事業終了後には地域活動への参加につながっている現状があります。参加者減少については、地域づくりによる住民主体の介護予防事業「いんざい健康ちよきん運動」の参加者の拡大だけが理由ではないため、他の介護予防事業の状況も踏まえて、事業のあり方について検討する必要があります。	2	3	
3			③いんざい健康ちよきん運動	地域での活動グループ数は増加しているものの、地域によってグループ数に差があります。また、健康づくりに関心が高い一方で、地域包括ケアシステム構築に向けて、住民が主体的に地域づくりを行う状況には至っていません。	1	2	
4			④介護支援ボランティア	登録者数・受入施設数ともに増加傾向にありますが、地域包括ケアシステムの構築に向けて、さらなる事業の周知・啓発が必要となっています。	2	2	
5	基本目標1 地域包括ケアシステムの充実	1-2 医療・介護の連携等 地域ネットワークの充実	①医療・社会資源の把握	医療機関等にアンケート調査を行い、2年毎に情報更新をしていますが、常に最新情報を提供することが困難です。また、地域により医療や介護資源の偏りがあり、マップ化は検討課題。	2	2	●8事業中2事業が「あまりできなかった」との評価。 ●すでに実績を上げている仕組みも多くあるが、効率的な運用に向けた整理が必要。 ●今後新たな連携・ネットワークづくりに向け、まずは顔の見える関係づくりを着実に進めていくことが課題。
6			②在宅医療・介護連携推進会議	医療・介護の連携における地域の現状や課題の把握に努め、対応策を話し合っています。課題に対する具体的な対応策を検討し連携会議に提案するために、ワーキンググループの立ち上げを行ったが、今後は複数のワーキングを機能させていく必要があります。	2	2	
7			③在宅医療・介護連携に関する相談支援	近隣市町の実態を調査し、在宅医療・介護連携推進会議で話してきましたが、関係者からの相談については実績が伸びず、また相談窓口を委託した場合でも、どれ位需要が見込まれるかどうか疑問視されるところです。このため、市としては相談窓口を市に設置したままとし、関係機関の連携構築を支援していきたいです。	3	3	
8			④医療・介護関係者の研修	病院連絡会、事業所連絡会、多職種連携研修企画ワーキング等で、医療と介護の相互理解を図り、参加者からはまずは顔が見える関係を作ることが重要との声があったが、知識の向上を図るためには定期的に開催し情報交換する場が必要であり、今後の課題です。	2	1	
9			⑤情報共有の支援	事業所を対象にしたアンケート調査では、ケアマネジャーの8割が千葉県地域生活連携シートを活用していることが把握できた。また、病院連絡会研修会においては、千葉県地域生活連携シートの活用について、意見交換を行った。入退院時の連携においては千葉県のシートが普及しているため、活用にあたっての問題点や情報交換を継続していく。今後は、在宅での医療連携や看取り、急変時の情報共有について検討する必要があります。	2	1	
10			⑥地域住民への普及啓発	介護と医療サポートガイドの見直しを隔年で行い、情報の更新や提供を行った。市民健康講演会を開催し、在宅医療・介護についての知識の普及に努めました。今後は圏域単位において、きめ細やかな周知啓発を行っていきます。	2	1	
11			⑦切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築	市内病院連携室担当者連絡会を開催しました。入退院時の連携についての問題点などについて話し合い、病院とケアマネジャーを対象に研修会を企画しました。今後は、④⑤と併せて施策を計画します。	2	2	
12			⑧地域ケア会議の推進	「地域ケア推進会議」は各地域包括支援センターで開催されていますが、「地域思いやりケア会議」の開催はまだ少ない状況です。令和元年度は市全体の課題が抽出できず、市レベルの地域ケア会議の開催は行っていません。	3	2	
13	基本目標1 地域包括ケアシステムの充実	1-3 認知症施策の推進	①認知症ケアパスの作成	令和元年度に改訂を行い、より見やすく一般の人にもわかりやすい内容としましたが、ケアパスの存在を知らない人も多くいます。多くの人が認知症を理解し、必要なケアをスムーズに受けることで、できる限り住み慣れた地域で生活ができるよう、ケアパスの活用について周知を図る必要があります。	2	2	●9事業中2事業が「あまりできなかった」との評価。 ●初期集中支援チームの運営など、認知症施策では、チーム体制での取り組みが重要となる。関係者間の理解、連携の一層の強化が必要。
14			②社会資源マップの作成	医療・社会資源マップを活用することで、速やかに相談・受診ができ、介護が必要な人も家族も適切なケアを受けることができるよう、随時見直しが必要です。	1	2	
15			③認知症カフェ	認知症に対する理解を深めてもらうため、当事者やその家族と地域の方の交流を図ることが必要と考えますが、当事者やその家族の参加数が増えない現状があります。	1	2	
16			④人材育成	すべての地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置するなど人材は増えていますが、医療・介護及び生活支援ネットワークを構築や、認知症施策にかかわるリーダーとして活動できる人材の育成が必要となっています。	2	2	
17			⑤認知症サポーター養成	小学校での養成は継続しているが、中学校では実施できていません。また、即戦力として活躍が期待できる職域や一般企業での養成が増えていかない現状があります。	1	3	
18			⑥初期集中支援チームの設置	初期集中支援の対象になるケースの選定や、支援につなげるタイミングが難しく、支援者数が増えています。初期集中支援の対象者や目的などについて、関係者が理解を深め、必要な方に支援が行き届くようにしていく必要があります。	3	1	
19			⑦早期発見事業	軽度認知障害（MCI）を確認できるツールを導入し活用中ですが、本心に心配な人は使いたがらないことも多く、たくさんの方が気軽に相談できる場を作ることが必要です。	2	2	
20			⑧認知症周知啓発事業	出前講座で認知症に対する周知啓発を目指しましたが、講座の利用者数は伸びていない状況です。より多くの地域住民が認知症予防に関心を持てるように積極的に講座の実施を働きかけていく必要があります。	3	1	
21			⑨成年後見制度の利用促進	成年後見制度の利用促進を図るため、令和元年度に成年後見制度利用促進に係る意見交換会を開催し、今後の方向性をまとめました。市民後見人養成講座については、基盤の整備が進まず未実施となっています。今後は、市民後見人養成を含め成年後見制度の利用促進に向けた取り組みを段階的に進める必要があります。	2	1	
22	基本目標1 地域包括ケアシステムの充実	1-4 生活支援サービスの充実	①介護予防・日常生活支援総合事業の展開	事業の根幹となる地域の支え合い体制づくりの推進に向け、地域活動を行っている団体や組織との連携、情報交換等を行っています。事業の推進には住民の理解と連携が不可欠であるため、事業の目的や考え方について周知・啓発に努め、住民自らが事業展開への実施・参加・協力をしたいと実感できる仕組みづくりが必要です。	3	1	●2事業中1事業が「あまりできなかった」との評価。 ●介護予防・日常生活支援総合事業といった、住民参加が柱となる事業について、住民への事業内容の周知と参加の促進が課題。
23			②生活支援サービスの充実	市内各圏域に生活支援コーディネーターを配置し、生活支援や介護予防に対するニーズの把握を行っていますが、地域の支え合いの体制づくりを推進するための協議体の設置には至っていません。体制整備の必要性について積極的に周知をはかり、多様なサービスの開発を共に行える人材の発掘が必要です。	2	2	
24	基本目標1 地域包括ケアシステムの充実	1-5 高齢者にふさわしい住まい・環境の充実	①高齢者向け住宅整備状況の周知	市内に介護付き有料老人ホーム2施設、住宅型有料老人ホーム1施設、サービス付き高齢者向け住宅3施設が建設されていますが、それらの整備状況を周知する必要があります。	3	2	●2事業中1事業が「あまりできなかった」との評価。 ●高齢者の多様な住まい形態についての適切な把握が課題。
25			②バリアフリー化の推進	エレベーターがない高層住宅やバリアフリー化されていない住宅に住んでいる人の高齢化が見込まれる中、外出が困難となり、住み慣れた住宅に住むことができなくなることが課題となります。住宅の一定規模以上の宅地造成においては、印西市開発事業指導要綱に基づく事前申請により通路や階段等のバリアフリーに関しては、高齢者に配慮した計画を事業者へ要望しています。	2	2	

資料1 第7期印西市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画 事業評価一覧

番号	基本目標	施策の方向	施策・事業名	現状と課題	現状の評価 1. 十分できた 2. 概ねできた 3. あまりできなかった 4. できなかった	今後の事業区分 1. 充実 2. 維持 3. 方針変更 4. 廃止	評価・課題整理			
26	2-1 健康づくりの推進		①健康教育、健康づくりの普及・啓発	すべてのライフステージに対する健康づくりや無関心層へのアプローチの在り方が課題です。		2	●7事業とも、十分、あるいは概ねできたとの評価。 ●必要に応じて、適宜事業の細分化や、新規事業の立ち上げなどを機動的に実施できた。			
27			②健康相談・訪問指導	健康相談の健康相談数は増加傾向にあります。個別医療機関でも健康相談のちらしを配布し、タイミングよく健康相談の機会を設けるなど市民のニーズに合った事業展開が出来ていると考えられます。	1	2				
28			③訪問指導	②に統合		1		2		
29			(④特定健康診査・がん検診等分化) ④-1 特定健康診査・後期高齢者健康診査・特定保健指導	R1年度値と前回計画のH28年度との比較では、特定健康診査受診率31.3% (+0.2ポイント)、後期高齢者健康診査受診率34.4% (-2.1ポイント)、特定保健指導実施率28% (+10.9ポイント)となっています。健診の受診率は横ばいですが、この間、人間ドックの利用者数は上昇傾向にあります。特定保健指導については、制度変更により、集団健診受診者に、健診の場で保健指導を開始できる仕組みができたことから、保健指導が身近なものに感じられ、実施率が上昇したと考えられます。(④特定健康診査・がん検診等を細分化)	1	2				
30			(④特定健康診査・がん検診等分化) ④-2 がん検診	健(検)診の受診率は、5大がん平均12.4%と低い(国の推奨値50%以上)ため、検診を受診する機会がない市民へ周知や啓発を引き続き行いながら、受診を促進していく必要があります。また、精密検査受診率は5大がん平均89.1%と高い値であるものの、国の推奨する90%以上の精密検査受診率に達していない検診(大腸、子宮頸がん検診)があります。対象となられた方がスムーズに精密検査を受診できるよう特に精密検査受診率の悪い大腸がん検診、子宮頸がん検診を中心に勧奨を行い精密検査受診率のさらなる向上を図っていきます。	2	2				
31			(④特定健康診査・がん検診等分化) ④-3 骨粗しょう症検診	若い世代の受診率が低いため、受診勧奨はがきや検診案内同封ちらし等で引き続き周知を行いながら、受診を勧奨していく必要があります。	2	2				
32			(④特定健康診査・がん検診等分化) ④-4 口腔疾患健診	男性や若い世代の受診率が低いため、受診勧奨はがきや検診案内同封ちらし等で引き続き周知を行いながら、受診を勧奨していく必要があります。	2	2				
33			高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施(新)	令和2年度の実施にむけて法的整備が行われました。後期高齢者の特定健診において、フレイル等の高齢者の特定を把握するための新たな「後期高齢者の質問票」を活用しています。具体的な取組方法について担当課で会議を行っていますが、実施には至っていません。	-	-				
34			糖尿病性腎症重症化予防事業(新)	平成30年度に開始した事業である。対象者のレセプトを確認すると、複数の合併症を抱えた人が多く、保健指導方法が確立している腎症予防を切り口としながらも、心臓疾患、脳疾患、がんなどの予防にもつながり、QOLの維持向上や医療費の適正化への効果が得られると期待できる。医療機関との連携を一層深め、腎機能の回復が見込めるうちに保健指導が行えるよう進めていく。	-	-				
35			基本目標2 2-2 生きがいづくりと社会参加の推進		①学習機会の提供	市民アカデミーや出前講座、公民館・地域交流館での主催事業など、だれもが学べる機会の提供に努め、多くの高齢者の参加を得ていますが、さらに高齢化社会に対応した学習メニューの検討や高齢者の学習ニーズに対応した事業展開、学習支援なども求められています。図書館においても高齢者の利用は増加傾向にあり、大活字本等該当年齢を見込んだ資料の充実や電子図書の導入等非来館型のサービスの検討が必要です。		2	●新型コロナウイルスの影響はあったものの、5事業中4事業は「概ねできた」との評価。 ●更なる周知をしながら事業展開していくことが課題。	
36					②生涯スポーツの充実	令和2年度現在、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、ほとんどの事業が中止となっている状況である。		3		2
37					③就労機会の提供	講習会に対する高評価や雇用で実績を上げているものの、現状でシルバー人材センターに対する市民の認知度がまだ十分とは言えません。地域社会からの期待に応えるべく継続的に発展していくため、「登録会員拡大」と「就業先開拓」の2本柱を重点的に推進し、更なる事業の拡大を図ります。		2		2
38					④高齢者クラブの支援	会員数が減少しており、新規加入者を増やすためには活動内容の魅力を高めることと、高齢者クラブ会員以外の地域住民も広く参加できる活動の推進が課題です。		2		2
39					⑤交流活動の充実	高齢者の社会参加を促進するため、各老人福祉センター等で各種事業や世代間交流を行っています。		2		1
40	2-3 高齢者と家族を支える福祉サービスの充実		①緊急通報装置設置等サービス	65歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯等に対し、緊急事態に備えた緊急通報装置又は緊急通報専用携帯電話端末を貸与し、受信センターが24時間体制で相談や緊急事態発生等の通報を受信し対応するサービスを提供しています。	2	●7事業とも、十分、あるいは概ねできたとの評価。 ●在宅生活、家族介護を支える多様なニーズに対応するサービスを今後も検討・実施していくことが課題。				
41			②紙おむつ給付サービス	要介護認定で「要介護2」、「要介護3」、「要介護4」、「要介護5」のいずれかに認定され、常におむつを使用する必要のある在宅生活の要介護高齢者を対象に、紙おむつを給付するサービスを実施しています。商品の種類等を増やし、より利用しやすくなっています。	2		2			
42			③配食サービス	身体的、環境的な理由から調理が困難なため、在宅での生活に支障のある概ね65歳以上の高齢者や障がいのある人を対象とし、安否確認を兼ねて夕食を自宅に届けるサービスを実施しています。	2		2			
43			④福祉カー貸付	高齢者又は障がいのある人やその家族に、車いす・ストレッチャー対応のリフト付きワゴン車を貸出するサービスを提供しています。	2		2			
44			⑤外出支援サービス	医療機関への通院、公共施設の利用等のために、介助なしで公共交通機関(電車・バス・タクシー)を利用することが困難な65歳以上の要介護認定者や障がいのある人に対し、送迎サービスを提供しています。	2		2			
45			⑥福祉タクシー	平成30年度より、対象者を要介護認定で要介護1以上に認定された人や障がいのある人まで拡大しました。福祉タクシー利用券を交付し、乗車料金の一部を助成しています。	2		2			
46			⑦日常生活用具給付等サービス	自動消火器や電磁調理器の給付等を実施。実績値の減少や代替サービスの充実等の理由により、令和元年度をもって廃止としました。	2		4			
47			⑧低所得利用者負担軽減対策事業	7期計画期間中は、利用実績がございませんが、引き続き事業は継続してまいります。	2		2			
48			(1) 福祉のまちづくりの推進	開発行為を行う事業者に対し、バリアフリー化等、住環境に配慮した整備に努めるよう意見を付しています。	2	●8事業中1事業が「あまりできなかった」との評価。 ●個人情報の取り扱いに細心の注意を払いながら、支援を要する方の把握を、タイムリーに実施していくことが課題。				
49			(2) ①避難行動要支援者避難支援	一部の自治会と覚書を締結していますが、多くは要支援者の個別計画作成に至っていない現状があります。地域組織・団体等がない地域への対応についても課題があります。また、要支援者の個人情報の取り扱いについても十分な配慮が必要です。要支援者名簿の更新方法についても検討する必要があります。	3		1			

資料1 第7期印西市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画 事業評価一覧

番号	基本目標	施策の方向	施策・事業名	現状と課題	現状の評価 1. 十分できた 2. 概ねできた 3. あまりできなかった 4. できなかった	今後の事業区分 1. 充実 2. 維持 3. 方針変更 4. 廃止	評価・課題整理	
50	2-4 安心・安全なまちづくり		(2) ②救急医療情報キット配布事業	ひとり暮らし高齢者や障がいのある人等に、かかりつけ医療機関等救急時に必要な情報を保管する、救急医療情報キットを配布し、迅速な救急活動に役立てています。	2	2		
51			(2) ③緊急情報等の提供に関する高齢者等地域見守り支援	新聞販売店等の覚書を交わしている事業所や地域包括支援センター、民生委員等からの情報提供により、緊急を要する異変等の発見につながっています。今後は、覚書を交わしている新聞販売店、ガス会社等の業種以外の事業所や地域住民とも協力体制を築いていくことが課題です。	2	1		
52			(2) ④民生委員による見守り活動	課題として、民生委員一人あたりの見守り世帯数が増加傾向にあり、負担が増加しているため訪問調査対象年齢の引き上げや定数の見直しが必要となってきています。訪問調査対象年齢についてはH30に65歳以上の独居、高齢者世帯から70歳以上の独居、75歳以上の高齢者世帯に変更しております。また、地区住民の高齢化、働き世代の増加等により後任民生委員が不足しており、民生委員の欠員地区も増加傾向にあります。	2	2		
53			(2) ⑤SOSネットワーク	現在約140か所ある協力事業所を増やし、より広範な情報提供をしていくことが課題です。	2	1		
54			(2) ⑥高齢者虐待防止ネットワークと高齢者虐待への対応	高齢者虐待の対応については、早期発見のための地域への周知やネットワークの構築、早期対応のために関係者の対応策への理解、被虐待者を緊急保護するための施設の確保が必要です。	2	2		
55			(3) ボランティア活動の推進	地域包括ケアシステムの構築に向け、生活上の身近な困りごとを支援する担い手の養成が課題となっています。	2	2		
56	基本目標3 介護サービスの充実	3-1 在宅サービスの充実	(1) 訪問介護 (2) 訪問入浴介護 (3) 訪問看護 (4) 訪問リハビリテーション (5) 居宅療養管理指導 (6) 通所介護 (7) 通所リハビリテーション (8) 短期入所生活介護 (9) 短期入所療養介護(老健) (10) 短期入所療養介護(病院等) (11) 福祉用具貸与 (12) 特定福祉用具購入 (13) 住宅改修 (14) 特定施設入居者生活介護	介護サービスの進捗状況については別紙参照				
57			3-2 地域密着型サービスの充実					(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (2) 夜間対応型訪問介護 (3) 認知症対応型通所介護 (4) 小規模多機能型居宅介護 (5) 認知症対応型共同生活介護 (6) 地域密着型特定施設入居者生活介護 (7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (8) 看護小規模多機能型居宅介護 (9) 地域密着型通所介護
58			3-3 施設サービスの充実					(1) 介護老人福祉施設 (2) 介護老人保健施設 (3) 介護療養型医療施設(介護医療院)
59			3-4 居宅介護支援、介護予防支援の充実					(1) 居宅介護支援・介護予防支援
60	基本目標3 介護サービスの充実	3-5 地域支援事業の充実	制度改正により、平成28(2016)年3月から、従来介護予防給付で行われていた要支援1・2の訪問介護、通所介護は、地域支援事業の中の枠組みで実施しています。地域ケア会議、在宅医療と介護の連携、権利擁護(認知症の周知理解や成年後見制度利用)を実施していますが、今後は市民への周知や地域のネットワークの強化を図ります。適正化のための主要5事業として、①要介護認定の適正化②ケアプラン点検③住宅改修福祉用具点検④医療情報との突合・縦覧点検⑤介護給付費の通知を実施しています。	2	1	●事業は、概ねできたとの評価。 ●地域包括支援センターの機能強化をはじめ、関係機関との連携強化が課題。		
61			3-6 保健福祉事業の実施	要介護認定で「要介護2」、「要介護3」、「要介護4」、「要介護5」のいずれかに認定され、常におむつを使用する必要のある在宅生活の要介護高齢者を対象に、紙おむつを給付するサービスを実施しています。	2	2	●事業は、概ねできたとの評価。 ●在宅介護の支援に向けた継続が必要。	
62			3-8 介護保険事業の適正な運営(介護給付適正化計画)	①認定調査状況の点検	市職員の行った要介護認定の更新・変更に係る認定調査及び居宅介護支援事業者やケアマネジャー等に委託して行った認定調査について、書面等の審査により全件を目標に調査内容の点検を行います。また、点検の結果から必要に応じて調査員への聞き取りや指導を行います。	1	2	●事業は、概ねできたとの評価。 ●介護給付の適正化に向けて、事業所、ケアマネジャーとの連携強化、市民の制度への理解の向上が課題。
63				②ケアプランの点検	年間を通して市内居宅介護支援事業所にケアプランの提出をしてもらい、「尊厳の保持」と「自立支援」の視点に立ったケアマネジメントが行われているか、適切なケアプランとなっているかを面談により確認しています。	2	2	
64				③住宅改修・福祉用具の点検	住宅改修及び福祉用具の購入は、例外を除き、ケアマネジャーの作成した適正な理由に基づいて行われるサービスであるかを審査します。	1	2	
65				④医療情報との突合・縦覧点検	医療給付情報突合リストを基に、毎月、突合作業を行い、医療給付と介護保険給付について二重請求の有無の確認を行います。	1	2	
66	⑤介護給付費の通知	介護サービス利用者が、実際に事業所に支払われている介護給付金額を確認することにより、請求誤りや不正請求等を自ら発見し、適正なサービス利用を促すために、サービス内容、サービス事業者名、保険請求額、利用者負担額等について3ヶ月毎(4回/年)にお知らせします。		1	2			
67	3-9 人材の確保と資質の向上	(1) 助成事業の充実	この事業は、平成28年度より実施し、当初は、初任者研修のみを助成対象としていたが、他の介護関係資格にも、助成対象を広げるべく、令和元年度より、介護福祉士試験の受験要件となる実務者研修についても助成対象としている。助成事業の利用実績として、平成28年度0件、平成29年度3件、平成30年度1件、令和元年度1件(実務者研修修了者)となっているが、助成対象者の多くは、40代以上の方であり、介護業界への若年層の就業が進んでいないのではないかと推察される。	2	1	●事業は、概ねできたとの評価。 ●介護人材の確保に向けて、事業所との情報共有と連携強化、支援の充実が課題。		
68		(2) 就業につなげる場の提供	福祉施設・事業所等に就職を希望する学生や福祉に関心のある人を対象に、市内の介護保険サービス事業所等の関係者と共に、就職若しくは就業につながるための場の提供を計画したが開催には至りませんでした。しかし、人材確保のための取組は必要であり、今後は事業と抱き合わせで介護職のPRや介護保険事業所の紹介を行っていきます。	4	1			